

岩崎純一の個人交流会・勉強会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、岩崎純一の個人交流会・勉強会と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所及び従たる事務所を東京都内の各役員の研究室又は私宅に置く。従たる事務所は、理事会の議決によって必要な地に置くことができる。

2 理事会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うため、事務所を役員が私有する不動産等又は民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合として合有する不動産等又は権利能力なき社団として総有する不動産等と解される不動産等から一般社団法人の総有の財産とするに足る不動産等に移転し、所在地を公表する。

(支部)

第3条 この団体は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 この団体は、岩崎純一の各種の活動に関心を持つ一般の訪問者・質問者・相談者・読者どうし、及びこれらの人々と岩崎純一との学術的・精神的交流に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 第1号活動 交流会・勉強会の開催
 - (2) 第2号活動 交流会・勉強会から派生・細分化した各分科会の統括・管理・運営
 - (3) 第3号活動 会員名簿の管理
 - (4) 第4号活動 「岩崎純一のウェブサイト」(アドレス：<http://iwasakijunichi.net/>)の管理・運営の補助
 - (5) 第5号活動 研究機関や教育機関などの関連団体との協力及び連携
 - (6) 第6号活動 その他この団体の目的を達成するために必要な活動
- 2 前項の活動は、本邦において行うものとする。

第3章 分科会

(分科会)

第6条 この団体の会員は、理事会の議決を経て、名称を自由とする附属の分科会を置くことができる。運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第4章 会 員

(団体の構成員)

第7条 この団体は、この団体の活動に賛同する個人又は団体であって、次条によりこの団体の会員となった者をもって構成する。

(会員の種類)

第8条 この団体の会員は次の通りとする。

(1) 会員

会員は、別途定める会員規程の全ての条件を満たす者か、別途定める会員規程の一部又は全ての条件を満たさない者のうち、この団体の目的達成に多大な貢献をなすものと認められ、会長又は理事会の議決によって会員となることが推挙された者とする。

2 会員をもって法人化後における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 9 条 この団体の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをした上で、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 10 条 この団体の活動に経常的に生じる費用に充てるため、役員及び一部の会員は総会において別に定める額を拠出する義務を負う。

(任意退会)

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 13 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 10 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 5 章 総 会

(構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人化後における法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の負担する拠出額の内訳
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額

- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 21 条 会員は代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録をこの団体に提出しなければならない。

(決議の省略)

第22条 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第23条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を総会に報告することを要しない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち1名以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人化後における法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人化後における同法上の業務執行理事とする。ただし、法人化後の業務執行理事たるべき副会長の適任者がいない場合、副会長を置かず、会長が業務執行理事を兼ねることができる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、別に定めるところにより会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の構成)

第27条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この団体の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎活動年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して活動の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、理事又は監事が書面又は電磁的記録により報酬を得ない旨の意思表示をしたときは、総会への報告のみによりその旨が認められなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この団体に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(監事による理事会の招集等)

第 36 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

1. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
2. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が務める。会長が欠席したときの議長は、副会長を含む理事の中から互選により選出する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その 限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(活動年度)

第 42 条 この団体の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(活動計画及び収支予算)

第 43 条 この団体の活動計画書、収支予算書については、毎活動年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、一部の役員がこの団体の全ての資金の拠出および全ての活動費用を負担し、それらの資金が法務局や税務署等によって私有財産又は民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合として合有する財産と解されるのみで、権利能力なき社団として総有する財産と解されず、かつ理事会において財産が総有たるべき一般社団法人へのこの団体の移行が議決されていない場合、その議決を含む年度の直前の年度までは、収支予算書については、資金の拠出者が作成するのみで足り、理事会の承認を省略することができる。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該活動年度が終了するまでの間備え置くものとする。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が前項の条件を満たす場合は、この限りではない。

(活動報告及び決算)

第 44 条 この団体の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、第 3 号、第 4 号、第 5 号の書類についてはこの限りではない。

- (1) 活動報告
- (2) 活動報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会

に報告し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、第 1 号の書類を除いてはこの限りではない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、監査報告についてはこの限りではない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。ただし、第 44 条第 1 項に掲げる書類の内容に多大な影響を与えるとは考えられない定款の軽微な変更については、総会の決議を要しない。

(解散)

第 46 条 この団体は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 47 条 この団体は、剰余金の分配を行うことができない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、総会において財産の持分権を有する役員全員の承認を経る限り、剰余金の分配を行うことができる。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この団体が清算をする場合において有する残余財産は、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、総会において財産の持分権を有する役員全員の承認を経る限り、各役員に払い戻される。ただし、この団体が「非営利性が徹底された法人」としての一般社団法人となることが理事会において議決された場合は、「非営利性が徹底された法人」の法的条件を満たすため、改めて総会の決議を経て第 47 条及び第 48 条を変更し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる団体又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を明記するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 理事会においてこの団体の一般社団法人への移行が議決された場合は、この団体の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、理事会において議決された方法による。

附 則

1 この定款は、この団体の一般社団法人としての登記の日、又は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人としての設立の登記の日から、新たな定款が施行されるに伴い、失効する。

平成 27 年 7 月 27 日 臨時総会承認

平成 27 年 7 月 30 日 施行